

〔事案 26-74〕 既払込保険料返還請求

・平成 27 年 4 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

解約した契約について、募集人による不告知教唆があったことを理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 1 月、募集人に不整脈の病変があることを告げ、定期保険等を契約した。その後、同時期に加入した被保険者を息子とする別契約が告知義務違反により契約解除されたため、上記契約について不整脈が告知されているかどうか保険会社に問い合わせたところ、告知されていないことが明らかとなり、保険会社を信頼できなくなり同契約を解約した。

また、告知に際しては、募集人から告知書に全て「いいえ」でチェックするよう指示を受け、これに従っただけであり、不告知教唆があったので、解約した契約について、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、告知に際し、申立人から不告知事実を聞いたことはなく、募集人による不適切な告知取得の事実はないので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人および募集人に対して、申立人が主張する募集人による不告知教唆の有無および募集行為の不適切性をの有無を把握するため、事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人による不告知教唆の事実を認めることはできず、募集人による誤説明や不適切な説明等、保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。

<参考>

○募集人による不告知教唆の事実が認められない理由は、以下のとおり。

- (1) 申立人の主張は、募集人の不告知教唆による告知義務違反が存在するので、保険事故があった場合に給付金が支払われない可能性があり、募集人の不法行為にもとづき、損害賠償を求めるものと理解できる。
- (2) 申立人は、告知時に不整脈があること的事实を募集人に告げたと述べ、募集人はそれを聞いていないと述べており、いずれが真実なのかは判断できない。
- (3) 申立人は、不整脈が告知されているか不安で事後に確認したと主張する一方、募集人に不整脈があることを告げたと、告知書には全て「いいえ」にチェックするように指示されたとも主張する。告知書に自ら全て「いいえ」と記載したのであれば、当然に不整脈の告知は行われていないことは明らかであり、事後に確認するまでもない。また、申立人が告知と同時に保険会社に提出した健康診断結果票にも不整脈の記載はないため、不整脈の告知が保険会社になされていないことは明らかであり、これは矛盾した主張である。この

ように矛盾した事実からは、募集人の不告知教唆の存在を推定することはできない。